

神戸市立工業高等専門学校地域協働研究センター規則

2023年4月1日

規則第121号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校地域協働研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 センターは、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究活動の振興、産金官学連携の推進及び本校と市民、小中学校等との連携教育を図ることを目的として設置する。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 教職員の教育研究活動の振興に関すること。
- (3) 産金官学連携事業の推進に関すること。
- (4) 共同研究、受託研究及び奨学寄附金の受け入れに関すること。
- (5) 技術相談の受け入れに関すること。
- (6) 教職員の発明及び特許に関すること及び知財管理に関すること。
- (7) 連携教育の広報活動方針に関すること。
- (8) 公開講座の企画及び運営に関すること。
- (9) 小中学校等との連携事業に関すること。
- (10) 地域団体等が行う教育事業への協力に関すること。

2 前項第2号から第6号までの業務は産金官学連携担当が、同項第7号から第10号までの業務は連携教育担当がそれぞれ実施するものとし、各担当の業務の詳細は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

(構成及び職務)

第4条 センターは、地域協働研究センター長（以下「センター長」という。）、副センター長3名以内、各専門学科の代表者1名（ただし、機械工学科は2名）、一般科の代表者2名、事務室総務課担当者2名及び技術職員3名以上（以下「センター委員」という。）をもって構成する。

2 センターの業務を円滑に遂行するために、運営委員会を置く。

3 運営委員会の委員は、センター長、副センター長、事務室総務課研究・連携担当係長及び学生課学生担当係長とする。

4 センター長は、運営委員会の委員長を兼任し、センターの管理運営を掌理する。

5 副センター長は、センター長を補佐するとともに、産金官学連携担当又は連携教育担

当の業務を掌理する。

- 6 センター委員は、原則として教務委員会、学生委員会、総合情報センター、国際協働研究センター及び広報室の委員を兼任しないものとする。

(任命)

第5条 センター長及び副センター長は、校長が任命する。

- 2 センター長及び副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(要員の要請)

第6条 センター長は、各企画の運営に関して、各専門学科及び一般科の学科長に対して当日の要員を要請することができる。

(改廃)

第7条 この規則の改廃については、地域協働研究センター会議及び地域協働研究センター運営委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

産金学官 連携担当	1 センターの産金官学連携に関する企画及び運営に関すること。 2 イブニングセミナーの開催に関すること。 3 校内学術講演会の開催に関すること。 4 各種講演会及び交流会の案内と参加に関すること。 5 共同研究、受託研究及び奨学寄附金の受入れ窓口に関すること。 6 技術相談の受入れに関すること。 7 神戸高専産金学官技術フォーラムの開催に関すること。 8 各工業会との連携に関すること。 9 神戸リエゾンラボにおける交流事業に関すること。 11 中小企業及びベンチャー企業の技術支援に関すること。 12 合同見学会の実施に関すること。 13 教職員の発明及び特許申請に関すること。 14 研究者倫理及び利益相反マネジメントに関すること。 15 神戸高専年報の発刊に関すること。
--------------	--

連携教育 担当	1 センターの連携教育に関する企画及び運営に関すること。 2 公開講座の企画及び運営に関すること。 3 小中学校等との連携事業に関すること。 4 ユニティ公開講座に関すること。 5 出前授業に関すること。 6 校外実施のイベントに関すること。
------------	--